

1月定例教育委員会会議 議事録

令和2年1月23日
午前11時開会
さんくす3番館4階大会議室

出席委員

原田勝 教育長
和泉慎次 委員
福田知弘 委員

谷口学 教育長職務代理者
安達友基子 委員
和田光代 委員

出席説明員

橋本敏子 学校教育部長
大江慶博 教育監
植田聡 学校教育部次長指導室長兼務
生駒靖子 教育政策室長
草場敦子 教育センター所長
中村美和 教育総務室参事
大友瑞穂 保健給食室参事
中井建志 指導室参事・指導主事
木谷美香 教職員課長

木戸誠 地域教育部長
道場久明 学校教育部次長教育総務室長兼務
落俊哉 地域教育部次長
橋本健一 保健給食室長
前田隆男 青少年室長
市川泉 教育政策室参事
薬師川晃 指導室参事
中西多恵子 指導室参事・指導主事
金崎栄一 教職員課長代理・指導主事

記録者

上田祥代 教育政策室主幹

1月定例教育委員会会議 議事録

午前11時 開会

原田勝教育長 　ただ今から1月定例教育委員会会議を開催いたします。
署名委員に谷口教育長職務代理者を指名いたします。
記録者に上田教育政策室主幹を指名いたします。
本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

市川泉教育政策室参事 　本日の傍聴席の設置可能数は10席でございます。現在の傍聴希望者数は3名です。

原田勝教育長 　それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員 　異議なし。

原田勝教育長 　異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可します。

原田勝教育長 　本日の日程第1、報告第1号「吹田市立学校空調設備整備業務委託事業者選定委員会委員の委嘱について」は、公開することにより公正な選定を妨げる恐れのある事項について審議するものですので、吹田市教育委員会会議規則第5条ただし書きの規定により、秘密会とし、傍聴者には報告第1号の審議終了後に入室していただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

全委員 　異議なし。

原田勝教育長 　異議なしと認め、報告第1号を秘密会とします。傍聴は許可いたしません。

—秘密会—

原田勝教育長 　ここで秘密会を解きます。傍聴者の入室を許可します。

—傍聴者入場—

原田勝教育長 　それでは、日程第2 報告第2号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

中村美和教育総務室参事 　日程第2 報告第2号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。
本件は、1月1日付けの人事発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時に代理いたしましたので、御報告を申し上げます。
対象者につきましては、議案書の7ページを御覧ください。
令和2年1月1日付けで市で新規採用され、教育委員会事務局に配属された者が1名でございます。
以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

原田勝教育長 　それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

全委員 　異議なし。

原田勝教育長 　異議なしと認め、報告第2号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令に

ついて」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第3 議案第1号「吹田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木谷美香教職員課長

日程第3 議案第1号「吹田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明申し上げます。

議案書11ページに規則改正案、13ページに現行・改正案対照表を添付しておりますので、御覧ください。

令和元年10月18日に市立学校の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則が一部改正されました。当該規則に基づき、所要の規定整備を行う本市教育委員会におきましても、吹田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正するものでございます。

本規則第4条の3に規定されます障がいのある職員についての特例とは、障がいのある職員が安定的な勤務を行うために勤務時間の割り振り変更を申し出た際に、学校運営に支障がない場合に限り、学校長が当該職員の特性に応じ、学校所定の始業又は就業の時刻から前30分、後ろ45分の範囲内において、15分を単位として、勤務時間の割り振りを別に定めることができる、いわゆる早出遅出勤務のこととございます。

これまでの早出遅出勤務は、養育・介護などの理由に基づき申請・承認の手続きを行ってまいりましたが、この度その対象が広がり、障がいのある職員に対しても適用されることとなりました。

具体的な対象といたしましては、身体障がい者手帳の交付を受けている職員、療育手帳の交付を受けている職員及び児童相談所・知的障がい者更生相談所・精神保健福祉センター・障がい者職業センター・精神保健指定医により知的障がいがあると判定された職員、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている職員、及び当該職員の特性により特に必要と認める職員となっております。

特に必要と認める職員とは、当該職員を診断した医師の診断書又は意見書、障がいの状況や程度、対応事項等が記載された意見書となりますが、その他必要な情報に基づき認められる職員でございます。

この改正に伴い、障がいのある職員が勤務時間の割り振りに変更が必要な場合には、早出遅出勤務として各学校における通常の始業・終業時刻から、5パターンありましたが、30分早出、15分早出、15分遅出、30分遅出、45分遅出、この5つのパターンから勤務時間を設定することが可能となります。

以上、よろしく御審議いただきまして、御承認賜りますよう、宜しくお願いいたします。

原田勝教育長
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。
異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第1号「吹田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第4 議案第2号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」及び日程第5 議案第3号「吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

市川泉教育政策室参事

日程第4 議案第2号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」及び日程第5 議案第3号「吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を一括して御説明申し上げます。

この2つの議案につきましては、令和2年4月1日に実施予定の組織改正に伴い教育委員会事務局組織規則を一部改正するとともに、併せて所要の規定整備を行うものでございます。

はじめに、議案第2号吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について御説明申し上げます。この規則は、教育委員会事務局組織に規定されている、事務局の組織及び分掌事務を改正するものでございます。

主な内容といたしましては、学校施設を管理する組織として学校管理課の設置、指導室の名称を学校教育室へと変更するものでございます。

議案書19ページ吹田市教育委員会事務局組織規則現行・改正案対照表の右手、改正案を御覧ください。

第1条第1号におきまして、学校管理課を設置いたしますとともに、指導室の名称を学校教育室へと変更いたします。

第4条第2項第1号から次ページ第14号にかけまして、学校管理課の事務分掌を定めております。

第1号から第4号につきましては教育総務室から、第5号から第13号につきましては行政経営部資産経営室から、第14号につきましては保健給食室からそれぞれ事務の移管を受けるものでございます。

また、令和2年度から自然の家が指定管理者制度に移行することに伴いまして、青少年室の分掌事務につきましても、所要の改正を行います。

次に、議案第3号「吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則は、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関し規定しているものでございます。

改正箇所でございますが、議案書27ページ、吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則現行・改正案対照表の左手、現行を御覧ください。

現行、市長事務局で補助執行している事務のうち、第15号から第23号に規定している事務は教育委員会に新たに設置される学校教育部学校管理

課が所管いたしますため削除するものでございます。

施行日につきましては、議案第2号及び議案第3号ともに、令和2年4月1日でございます。

以上、簡単な説明ではございますが、議案第2号及び議案第3号につきまして、御審議いただき、それぞれ、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第2号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第3号「吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第6 教育長報告を議題とします。内容は、「いじめに関する状況報告について（令和元年度2学期末）」です。

事務局の説明を求めます。

中井建志指導室参事・指導主事

教育長報告事項「令和元年度2学期末いじめに関する状況報告について」指導室より御報告申し上げます。

議案書29ページ、教育長報告事項を御覧ください。

まずは、2学期に、平成30年度の全国、大阪府のいじめの状況が公表されました。31ページ「1 いじめの認知件数の推移」を御覧ください。

表の見方は、各枠内で上段が件数、中段のカッコ内が解消率、下段が千人率です。平成30年度の全国、大阪府は、平成29年度と比較すると小・中学校ともに認知件数が増加しており、特に小学校が大幅に増加しています。

吹田市の小学校においても、校長指導連絡会をはじめ教頭指導連絡会、生徒指導主事会等で「いじめを積極的に認知し、組織的に対応すること。」を周知しており、教職員のいじめに対する意識が高まってきていることが認知件数増加の要因であると考えております。

また、中学校においては、平成29年度に積極的な認知により大幅に増加したことから、既に意識が高まっており、早期発見、早期解決を目指して取り組んでいる結果であると認識しております。

続いて、令和元年度2学期末の状況についてですが、「2 学期別の推移」を御覧ください。

本市小学校では、2学期の間で346件の新たないじめを認知し、本年度合計469件となりました。これは、昨年度同時期と比べ295件多くなっております。中学校では、2学期に新たに90件認知し、本年度合計168件となりました。昨年度同時期と比べて、45件多くなっております。

全国、府、市ともに、いじめの積極的な認知、早期対応が1人1人の教職員に浸透している結果だと考えております。今後も、教職員が「いじめ」について高い関心を持ち、解決していく意思を示し続けるよう、引き続き、校長指導連絡会等で指導してまいります。

続いて、いじめの解消率についてですが、1学期に比べて高くなっており

ます。これは、1学期末時点でいじめ対応後3か月を目安とした見守り期間中だったものが、その見守り期間を終了したためでございます。

各学校では、いじめ事案に対して適切に対応し、丁寧な見守りを行っております。今後も見守り期間中だけではなく、見守り期間後も、被害にあった児童生徒に寄り添い、組織的な再発防止に努めるよう、働きかけてまいります。

次に、32ページ「3 いじめの態様について」ですが、1学期同様、小・中学校ともに、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」、「仲間はずれ、無視」や「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が多く生起し、昨年度の同時期に比べ、多く認知されております。

先ほどお伝えしたとおり、本年度、本市小・中学校のいじめ認知件数は増加しておりますが、各校から報告を受けているいじめのほとんどが軽微なものであり、これらの項目の増加については、いじめの積極的な認知が、教職員に浸透してきた結果だと肯定的に捉えております。

また、中学校では、全国的な課題となっている「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる」も、増加傾向にあります。本市では、各校の生徒指導担当で構成される生徒指導主事会におきまして、ネット等でのいじめの未然防止の取組として「情報モラル教育の小中一貫カリキュラム」を作成し、実施しております。

最後に「4 教育センターにおけるいじめ相談件数について」ですが、小学校での出張教育相談、中学校でのスクールカウンセラーへの相談が増えています。いじめの防止等のための基本的な方針に則り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがいじめの相談・通報の窓口であることを各学校で周知してきた結果と捉えております。引き続き、相談しやすい環境整備に努めてまいります。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

先ほどの御説明の中で、いじめの認知件数が大幅に増えているという話があったかと思うのですが、そうだとすると、資料の31ページの項目1の一番上の表のところですが、千人率の欄を見ると、かなり吹田市と全国や大阪府とで開きがあって、例えば小学校だと平成30年度で千人率が全国だと66.5に対して吹田市だと11.3と、かなりの開きがあるのです。かなり少ないということですが、この点はどのように分析されているのか、説明してください。

吹田市でも、教職員のいじめに対する意識が高まってきており、認知件数は増加しているものの、千人率で比較した場合に、特に小学校では、平成30年度の時点で全国や大阪府との差が大きいことを認識しております。

各校における、いじめの未然防止の取組を進めるとともに、軽微なものを見逃さず早期発見、早期対応できる組織体制の構築と、教職員の更なる研修を、校長指導連絡会等で繰返し指導してきたこと、また、いじめ対応支援員が、学校を訪問し、各校のいじめ対応への助言を行うことで、本年度は、軽

原田勝教育長
安達友基子委員

中井建志指導室参事・指導主事

微なものから早期発見、早期対応できる組織体制が整いつつあると認識しております。

福田知弘委員

今説明をいただいた同じ31ページなのですがすけれども、項目2「吹田市のいじめの件数」を拝見しますと、今年度、2学期の時点で、中学校は昨年度より上回っている、小学校は昨年度の2倍を上回っている、という状況にあります。先ほど色々御説明いただきましたけれども、他にも何か考えられる要因があれば説明してください。

中井建志指導室参事・指導主事

生活アンケート等で軽微なうちに訴えることが増えたこと、また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等のいじめの相談窓口の活用が増えたことなど、各校でのいじめ防止の取組や組織体制が整うことにより、児童生徒のいじめに対する意識が高まっていることも、認知件数の増加に繋がっている要因と考えられます。

文部科学省の考え方では、いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が行き届いていることの証としており、正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切で、反対に、いじめの認知がなかったり、認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃しているのではないかと危惧するとされています。

いじめの認知件数が増えても、保護者や地域の方々が不安に思われないように、日頃から積極的に認知し、早期対応を行っていることを伝えることが大切だとしています。

引き続き、教職員、児童生徒ともに、いじめに対する意識を高めることを支援してまいります。

原田勝教育長

他に御意見はございませんか。

御意見がないようですので、これで教育長報告を終わります。

原田勝教育長

それでは、これもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、1月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午前11時25分